

被扶養者認定に必要な添付書類

次の①～④までのすべての方について、「健康保険被扶養者（異動）届」「被扶養者現況届」に加え、下記の必要添付書類を一緒に提出してください。

- ①配偶者
- ②被保険者または配偶者の父母、祖父母、曾祖父母など
- ③義務教育終了後の未就学者
- ④夜間部または通信制の高校生、専門（専修）学校生、大学（院）生

※現況届は、すべての項目について、○で囲むか、詳しい内容を記入してください。

未記入や不明確な場合には認定できません。

〔現況届が不要な方〕

- ・満 15 歳の 3 月 31 日までの方
- ・昼間部の高校生、専門（専修）学校生、大学（院）生

●主な必要添付書類

対象となる方	主な必要添付書類
上記①～④の方 (現況届を提出するすべての方)	所得証明書 (所得がない場合はその証明書)
配偶者及び子以外の方	住民票 (世帯全員・続柄が表示されているもの)
年金、恩給を受給している方	年金証書および直近の年金額決定通知書の写し
専門（専修）学校生、大学（院）生の方 (夜間部・通信制・昼間部を問わず)	在学証明書または学生証の写し
パート、アルバイトなどの給与所得がある方	直近 3 ヶ月の賃金支払証明書または給与明細書の写し
自営業・農業をしている方	支出・経費の分かる書類（確定申告の写しなど）
退職による扶養申請の場合	雇用保険被保険者離職票の写し
退職による扶養申請の場合で、失業給付等を受給している（受給していた）方	雇用保険受給資格者証の写し
継続して保険給付を受けている方（傷病手当金・出産手当金など）	支給決定通知書の写し
結婚をした方	婚姻日の分かる書類 (結婚受理証明書など)
◎この他、個々の実状に応じて必要な書類をお願いする場合があります。	

※必要添付書類は原則として「写し」でも差し支えありません。

※複数の項目に該当する方は、それぞれの添付書類の提出が必要です。

例：日本国籍を保有しない方の場合

→在留カード（写）、所得証明書、住民票（世帯全員・続柄が表示されているもの）